

<使用開始日>
2014年9月27日

野村インド株投資

追加型投信 海外 株式

野村インド株投資 マネーポール・ファンド

追加型投信 国内 債券

【投資信託説明書（交付目論見書）】



ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
野村インド株投資	追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 ^(注))	年1回	アジア エマージング	ファミリー ファンド	なし
マネーポール・ファンド		国内	債券			日本		—

(注) 野村インド株投資:(株式 一般) マネーポール・ファンド:(債券 一般)

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:昭和34年(1959年)12月1日

■資本金:171億円(平成26年8月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:21兆6670億円(平成26年7月31日現在)

<受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう野村インド株投資/野村インド株投資 マネーポール・ファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年9月26日に関東財務局長に提出しており、平成26年9月27日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間>営業日の午前9時～午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>

★携帯サイト★ (基準価額等)

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- 野村インド株投資
信託財産の成長をはかることを目的として積極的な運用を行ないます。
- 野村インド株投資 マネーポール・ファンド（「マネーポール・ファンド」といいます。）
安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

ファンドの特色

■主要投資対象

- 野村インド株投資
インドの企業の株式(DR(預託証書)^{※1}を含みます。)を実質的な主要投資対象^{※2}とします。
※1 Depositary Receipt(預託証書)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。
※2 「実質的な主要投資対象」とは、「インド投資ファンド マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- マネーポール・ファンド
円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象[※]とします。
※「実質的な主要投資対象」とは、「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■投資方針

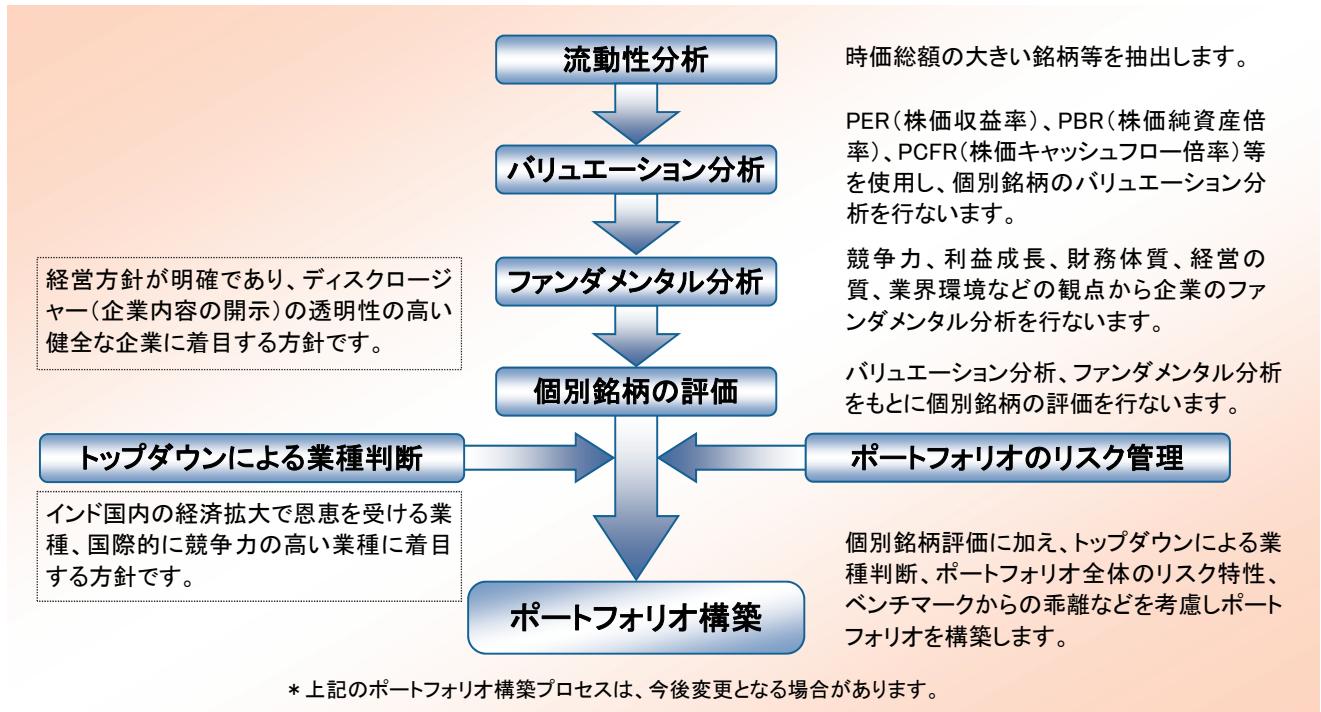
- 野村インド株投資
 - ◆株式への投資にあたっては、インド企業の株式を中心に収益性、成長性、安定性およびバリュエーション等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。
 - ・ファンダメンタルを重視したアクティブ運用を行なうことでベンチマーク(MSCIインド・インデックス(税引後配当込み・円換算ベース)[※])を上回る投資成果を目指します。
- ※「MSCIインド・インデックス(税引後配当込み・円換算ベース)」は、MSCI India Index(税引後配当込み・現地通貨ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

■指数の著作権等について■

MSCI India Index(税引後配当込み・現地通貨ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

- ポートフォリオの構築は、ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を中心とし、トップダウン・アプローチによる業種判断も加味して行ないます。

■ポートフォリオ構築プロセス■



◆株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。

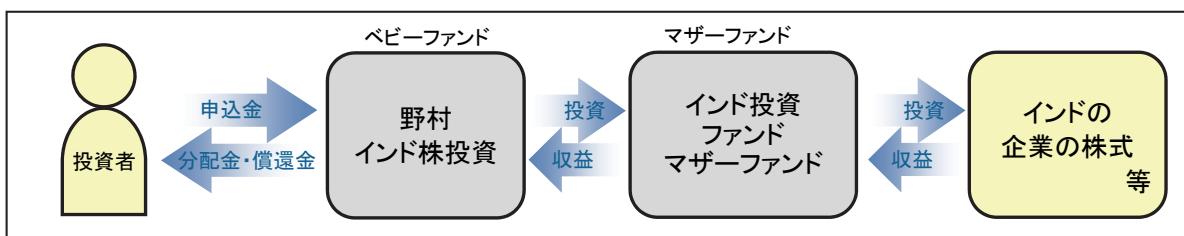
- 現地市場が休場等の場合や市況動向によっては、一時的に株式の実質組入比率を引き下げる場合があります。

◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

◆マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッドに、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	海外の株式等の運用
委託先名称	NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	シンガポール共和国 シンガポール市

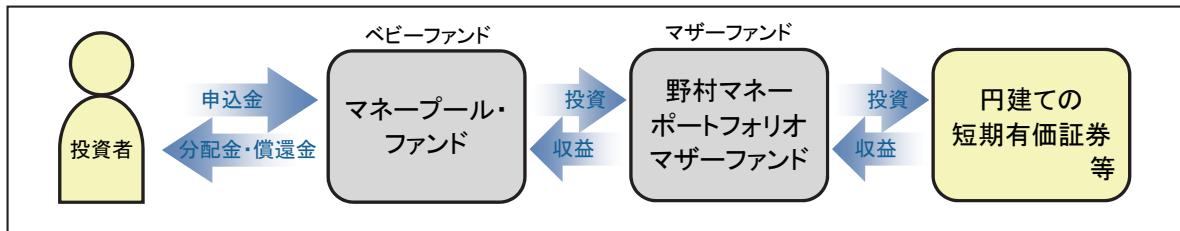
◆ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

●マネーポール・ファンド

- ◆「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」への投資を通じて、残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。
- ◆ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■スイッチング

「野村インド株投資」「マネーポール・ファンド」間でスイッチングができます。
(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

■主な投資制限

●野村インド株投資

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

●マネーポール・ファンド

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換したもの等に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

■分配の方針

原則、毎年7月11日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。
分配金額は、原則として基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

● 野村インド株投資

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうインドの株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
為替変動リスク	ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とするインドの通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

● マネープール・ファンド

債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
-----------	--

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

●野村インド株投資に関する留意点

- ・ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
 - ・ファンドが実質的に投資するインドにおいては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。
 - 上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
 - ・金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の各受付けを取り消す場合があります。
 - ・ファンドが実質的な投資対象とする、インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドの金融商品取引所において、非居住者(ファンドおよびマザーファンドも含まれます。)が、保有期間1年以内の株式を売却した場合、その売買益に対してキャピタル・ゲイン税の他、その他の税が付加されます。したがって、ファンドにおいて、換金などにより大量の資金流出が生じた場合など、税負担による悪影響を被る場合があります。
 - また、インドの株式には、外国人機関投資家の上限保有比率等に制限のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、外国人機関投資家の間の売買を利用するなどにより、取引所における取引値段よりも高い値段で売買を行なう場合があります。
- ※これらの記載は、平成26年8月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっています。

●パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

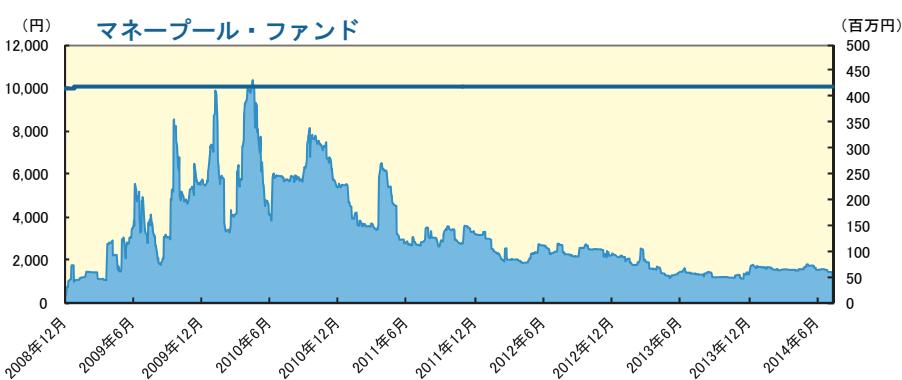
●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

運用実績 (2014年7月31日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次: 設定来)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

野村インド株投資

2014年7月	500 円
2013年7月	240 円
2012年7月	180 円
2011年7月	500 円
2010年7月	500 円
設定来累計	3,410 円

マネーポール・ファンド

2014年7月	0 円
2013年7月	10 円
2012年7月	10 円
2011年7月	10 円
2010年7月	10 円
設定来累計	40 円

主要な資産の状況

野村インド株投資

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	HDFC BANK LIMITED	商業銀行	13.1
2	TATA CONSULTANCY SVS LTD	情報技術サービス	8.4
3	ICICI BANK LTD	商業銀行	6.6
4	LARSEN&TOUBRO LIMITED	建設・土木	5.5
5	LUPIN LTD	医薬品	4.8
6	YES BANK LTD	商業銀行	4.4
7	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	貯蓄・抵当・不動産金融	3.8
8	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED	石油・ガス・消耗燃料	3.8
9	MARUTI SUZUKI INDIA LTD	自動車	3.3
10	TATA MOTORS LTD	自動車	3.1

実質的な業種別投資比率(上位)

順位	業種	投資比率 (%)
1	商業銀行	26.7
2	情報技術サービス	15.7
3	金属・鉱業	9.4
4	自動車	8.1
5	建設・土木	7.5

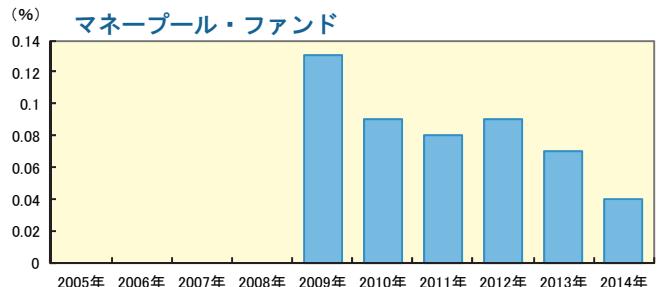
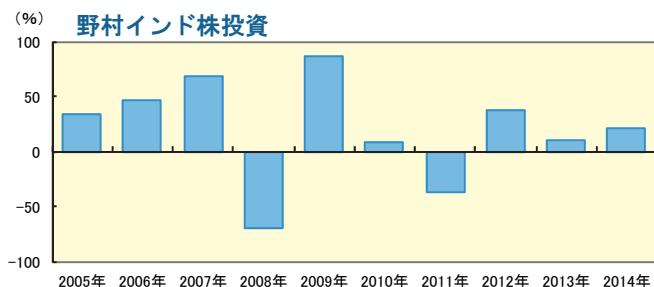
マネーポール・ファンド

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	国庫債券 利付(2年)第321回	国債証券	10.2
2	国庫債券 利付(2年)第322回	国債証券	10.2
3	しんきん中金債券 利付第237回	特殊債券	5.1
4	国庫債券 利付(2年)第324回	国債証券	5.1
5	国庫債券 利付(2年)第323回	国債証券	5.1
6	国庫債券 利付(2年)第320回	国債証券	5.1
7	国庫債券 利付(2年)第319回	国債証券	5.1
8	国庫短期証券 第449回	国債証券	5.1
9	首都高速道路債券 政府保証第195回	特殊債券	4.6
10	日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第337回	特殊債券	2.6

年間收益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・「マネーポール・ファンド」にベンチマークはありません。
- ・「野村インド株投資」の2005年は設定日(2005年6月22日)から年末までの收益率。
- ・「マネーポール・ファンド」の2008年は設定日(2008年12月19日)から年末までの收益率。
- ・2014年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	購入コース	購入単位
	一般コース(分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
	自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位
	(原則、購入後に購入コースの変更はできません。) なお、マネープール・ファンドは、スイッチング以外による購入はできません。	
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購入代金	原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
購入に際して	販売会社によっては、マネープール・ファンドのお取扱いを行なわない場合があります。	
換金単位	購入コース	換金単位
	一般コース	1万口単位、1口単位または1円単位
	自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位
換金価額	・野村インド株投資 換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額 ・マネーブール・ファンド 換金申込日の翌営業日の基準価額	
換金代金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。	
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。	
購入の申込期間	平成26年9月27日から平成27年7月8日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	
換金制限	・野村インド株投資 1日1件3億円を超える換金は行なえません。 ※上記のほか、各ファンドにおいて換金制限を設ける場合があります。	
スイッチング	「野村インド株投資」「マネーブール・ファンド」間でスイッチングができます。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)	
申込不可日	「野村インド株投資」は、販売会社の営業日であっても、申込日当日が、「インドのナショナル証券取引所」の休業日に該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。	
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。また、「野村インド株投資」では、投資対象国の株式市場等の流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。	
信託期間	・野村インド株投資 平成32年7月13日まで(平成17年6月22日設定) ・マネーブール・ファンド 平成27年7月11日まで(平成20年12月19日設定)	
繰上償還	各ファンドにつき、受益権口数が20億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。	

決 算 日	原則、毎年7月11日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドにつき、5000億円
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	ファンドの決算時および償還時に運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書)を作成し、知れている受益者に交付します。
課 稅 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

●野村インド株投資

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <u>3.24%(税抜3.0%)以内</u> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。)
信託財産留保額	換金時に、基準価額に <u>0.5%</u> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの 純資産総額	300億円以下 の部分	300億円超 500億円以下 の部分	500億円超 1000億円以下 の部分	1000億円超 の部分
	信託報酬率	<u>年2.16%(税抜年2.0%)</u>			
配分 (税抜)	委託会社	年0.95%	年0.97%	年0.99%	年1.00%
	販売会社	年0.95%	年0.95%	年0.95%	年0.95%
	受託会社	年0.10%	年0.08%	年0.06%	年0.05%

【運用の委託先の報酬】

マザーファンドの運用の委託先であるノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッドが受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年1月および7月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの日々の平均純資産総額に、年0.40%の率を乗じて得た額とします。

その他の費用・ 手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・ファンドに関する租税、監査費用 等
----------------	--

●マネープール・ファンド

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません
信託財産留保額	ありません

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。
ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。
信託報酬率およびその配分については、「コールレート」に応じて下記の通りとします。

運用管理費用 (信託報酬)	コールレート	0.4%未満	0.4%以上 0.65%未満	0.65%以上
	信託報酬率	年0.162% (税抜年0.15%)以内	年0.324% (税抜年0.30%)	年0.594% (税抜年0.55%)
配分 (税抜)	委託会社	年0.065%以内	年0.13%	年0.22%
	販売会社	年0.070%以内	年0.14%	年0.28%
	受託会社	年0.015%以内	年0.03%	年0.05%

* 平成26年9月26日現在の信託報酬率は年0.0216%(税抜年0.02%)となっております。

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・ファンドに関する租税、監査費用 等

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

* 上記は平成26年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を(前受金等)お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます)。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第142号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋1-9-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成13年5月

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。

なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

注) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

野村インド株投資は、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

マネープール・ファンドは、主に国内債券を投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

「野村インド株投資」の購入時手数料について

野村證券株式会社における購入時手数料は、購入申込日の翌営業日の基準価額に、以下の手数料率を乗じた額とします。
(購入時手数料=購入口数×基準価額×手数料率)

購入口数	手数料率
一律	3.24% (税抜 3.0%)

◆マネーピール・ファンドからのスイッチングは、1.62%(税抜 1.5%)とします。

◆マネーピール・ファンドへのスイッチングは、無手数料とします。

◆「自動けいぞく投資コース」を選択したご投資家が、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは野村證券窓口にお問い合わせ下さい。



31310221